

令和2年度 後期分授業料免除、 後期分徴収猶予及び月割分納の申請について

このことについて、下記のとおりお知らせします。希望される場合は、提出期限までに申請してください。
なお、提出期限後の申請については、一切受付を行いませんのでご留意願います。

記

※ 下記申請可能事由においては、すべて、経済的に授業料の納付が困難であると認められる者に限ります。

種類	申請可能事由	対象学年
後期分 授業料免除 申請	①授業料の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前の1年以内)に、学資負担者(学資を主として負担している者)が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難であると認められる者 ②高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1～3年生以外の者で、授業料の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合	本科4～5年 専攻科1～2年
	①高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1～3年生までのうち、授業料の全額が支給されない者で、授業料の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前の1年以内)において、学資負担者(学資を主として負担している者)が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 ②高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない本科3年生以下の者であり、かつ、学業優秀と認められる者 ③高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1～3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、保護者の所得に応じた就学支援金の加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者	本科 1～3年
後期分 徴収猶予申請	経済的理由により授業料を納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、学資負担者が死亡した者又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者	全学年
後期分 月割分納申請	学資負担者が死亡した者又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事情があると認められる者	

・申請書について

【免除申請書】：申請事由について確認後に送付しますので、下記担当へご連絡ください。

【徴収猶予・月割分納申請書】：下記担当窓口にてお受け取りいただくか、本校ホームページからダウンロードしてください。郵送により書類請求される場合は、下記担当係あてに 学年・氏名・連絡先・申請内容(徴収猶予・月割分納) を明記した上で、返信用封筒をお送りください。(返信用封筒は、角型2号(A4サイズの書類の入る大きさ)とし、返送用切手205円分を貼付すること。)

・申請書提出期限

9月25日(金) 17時(締切厳守)

(注1) 提出後に申請を取り止める場合にはその旨を必ず下記担当まで申し出てください。

(注2) 新型コロナウイルス感染症による家計急変については随時受け付けますので、事前に下記担当へご相談ください。

※ 書類は下記担当窓口へ直接提出をお願いします。やむを得ない場合は郵送でも可としますが、必ず配達記録が残る手段(書留郵便等)により提出期限までに必着することを確認した上で送付してください。(郵便事故等により届かない場合が想定されます。)

◆ 担当(問合せ先) ◆

・広瀬キャンパス 学務課学生係 E-mail:gakusei@sendai-nct.ac.jp
〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央4-16-1 TEL:022-391-5539

・名取キャンパス 学生課学生支援係 E-mail:gakuseishien@sendai-nct.ac.jp
〒981-1239 宮城県名取市愛島塩手字野田山48 TEL:022-381-0266